

資料（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成22年 1月21日（木）

担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件 名：大和市障がい者福祉計画素案について	
提出理由：大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）の策定にあたり、意見公募手続による市民参加を進める必要から、計画素案について確認したいため。	
内 容： 1 大和市障がい者福祉計画について ・障がい者福祉に係る計画には、二つの法定計画がある。 ・障害者基本法第9条に基づく「障がい者福祉計画」は、本市の障がい者福祉について、施策全般にわたり取り組むべき方向性等を定めており、基本計画的な性格を有する。 ・障害者自立支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」は、サービスの実施内容と見込み量等を定めており、実施計画的な性格を有する。 ・第8次大和市総合計画の個別計画として、2つの計画を調和のとれた一体的な計画となるよう「大和市障がい者福祉計画」としてまとめる。 2 計画策定の背景 ・「大和市障がい者福祉計画」について、前計画が平成20年度で満了となったが、「第8次大和市総合計画」の方向性を受けて策定することが必要であること、平成21年度の障害者自立支援法施行3年後の抜本的見直しへの対応を図ること、障がい者福祉計画と障がい福祉計画の調和を図ることを考慮し、平成21年度に一体的に策定することとした。 ・平成21年度については、新計画が策定される間、前計画を延長し、障がい福祉計画における見込み量等について、平成20年度に暫定的に整理を行った。 3 計画の期間 ・「障がい者福祉計画」：計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とする。 ・「障がい福祉計画」：計画期間を平成22年度～平成23年度の2年間とする。	4 計画の主な考え方等 ・「大和市障がい者福祉計画」の基本理念を「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち」とし、障がいのある人一人ひとりが地域の一員として、安心して自立した生活を送ることのできる地域社会の実現を目指している。 ・第8次大和市総合計画の基本目標1の「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」の実現に向け、その具現化を図るために、障がい者福祉計画において、三つの「めざすまちの姿」と五つの「方針」を定めている。 ・「方針」では、虐待の対応や自殺対策など、社会問題となっている事柄について、新たに取り入れている。 ・障がい福祉計画において、障害者自立支援法の改正の方向と、前計画の実績を踏まえ、見込み量等の設定を行っている。 5 計画策定体制 ・学識経験者・障がい者本人等からなる計画策定委員会に加え、市障害者自立支援協議会を活用した検討の実施。 ・アンケートや障がい者本人・団体、保育・教育・療育関係、市障害者自立支援協議会専門部会、事業所など22団体からヒアリングによる意識調査の実施。 ・骨子、素案段階において関係各課と協議・検討。 ・地域福祉計画説明会各会場において「地域のかかわり」等をテーマに意見聴取を実施。
経 過 H21.7～ 計画策定委員会（委員11名3回開催） H21.6～ 市障害者自立支援協議会（定例会等9回開催） H21.6～8 意識調査実施 アンケート調査：手帳所持者等を対象とし1,275名抽出、回答数683名、回収率53.5% ヒアリング調査：22団体） H21.9 地域福祉計画説明会にて意見聴取（11ヵ所）	今後の予定 H22.2～ 意見公募手続（2月1日～3月2日） H22.3 計画策定委員会を開催 市障害者自立支援協議会を開催 計画決定